

警察本部物品・委託等入札調査委員会設置要綱の制定について
成19年10月1日例規（会）第81号

警察本部長

（沿革） 平成25年8月例規（会）第46号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を下記のとおり定めたので、誤りのないようにされたい。
記

1 趣旨

この要綱は、警察本部物品・委託等入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

調査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 物品・委託等（千葉県が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係るものを除く。）のもの。）の入札に係る談合情報が、調査に値するか否か。
- (2) その他入札談合に関すること。

3 組織

調査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 委員長

- (1) 委員長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。
- (3) 委員長に事故があるときは、総務部参事官がその職務を代理する。

5 委員

- (1) 委員は、総務部参事官、総務部情報管理課長、総務部会計課長及び総務部装備課長の職にある者をもって充てる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員に指名することができる。
- (3) 委員に事故があるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

6 会議

- (1) 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- (4) 調査委員会は、前記2の事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (5) 調査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (6) 前記(1)の規定にかかわらず、緊急その他やむをえない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

7 事務局

調査委員会の事務局は、総務部会計課において行う。